

「子ども・子育て支援新制度に関する各種基準を定める条例」 に盛り込む項目（案）に係るパブリックコメントについて

1 パブリックコメントの実施状況

- (1) 意見の募集期間 平成 26 年 7 月 3 日 ～ 7 月 30 日 まで
- (2) 意見の応募者数 14 名 (男性 2 名, 女性 12 名)
意見数 34 件
- (3) 提出方法の内訳

| | 郵送 | ファクシミリ | Eメール | 持参 | 電話 | 計 |
|----|----|--------|------|----|----|----|
| 人数 | 0 | 13 | 0 | 1 | 0 | 14 |

2 意見の処理状況

| 区分 | 処理区分 | 数 |
|----|--------------------------|----|
| A | 意見の趣旨等を反映し、条例案に盛り込むもの | 0 |
| B | 意見の趣旨等は、条例案に盛り込み済みと考えるもの | 2 |
| C | 新制度の具体的な運用の参考とするもの | 12 |
| D | 条例案に盛り込まないもの | 4 |
| E | その他、要望・意見等 | 16 |
| | 計 | 34 |

3 意見の概要と市の考え方

① すべての条例に関すること（4件）

| 意見番号 | 意見の概要 | 処理区分 | 意見に対する市の考え方 |
|------|---|------|---|
| 1 | <p>「子育て日本一」を謳う宇都宮市ならば、保育の質の確保の観点から現行の保育水準を保った条例案や参酌事項について上乘せの基準を考えて欲しい。</p> <p>※その他同様の質問を2件いただきました。</p> | E | <p>新制度への移行に伴う新たな基準につきましては、国におきまして、有識者や事業主代表等で構成される「子ども・子育て会議」を設置するとともに、より専門的な検討を行うための「基準検討部会」を設置し、現行制度の基準や実態等を踏まえ、質の確保や子育て支援内容等につきまして検討が進められ、4月下旬に府省令が定められたところであります。</p> <p>本市、子ども・子育て支援新制度に関する各種基準を定める条例につきましては、国がより専門的な見地から十分に検討してきた新たな基準が、教育・保育の質を十分に確保できるものであると考えておりますことから、国の基準を基本としてまいりたいと考えております。</p> |
| 2 | <p>私は今、一時預かりの仕事をしている。幼稚園や保育所では補えないことを一過性の保育と位置付けて保育をしているが、それはあくまでも「一時預かり」だ。保育所が保護者の就労に合わせて保育時間を決めるのではなく、子どもはすべて同じように質の高い保育を受け、職員も安心して保育ができる体制にして欲しい。保育所を一時預かりのようにせず、国の基準に反対し、また国の基準により上乘せした基準を考えて欲しい。未来を担う子どもたちのため、保護者のため、働く職員のためにぜひ願います。</p> | E | <p>近年、保護者の働き方は多様化しており、それぞれのニーズに合った多様なサービスを提供するため、新制度では、11時間を保障する保育標準時間、8時間を保障する保育短時間の2区分を設定することとなりました。</p> <p>また、3歳以上の児童につきましては、すべての子どもに対して教育標準時間が保障されることとなります。</p> <p>本市の基準につきましては、国の基準が教育・保育の質を十分に確保できるものであると考えておりますことから、国の基準を基本としてまいりたいと考えております。</p> |

② 宇都宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例に関すること（10件）

| 意見番号 | 意見の概要 | 処理区分 | 意見に対する市の考え方 |
|------|---|------|---|
| 1 | <p>幼保連携型認定こども園の認可基準に対し，独自の参酌基準を設け，現行の法人が中心に行えるように考えて下さい。</p> <p>※その他保育の質の改善に関する同様の質問を1件いただきました。</p> | E | <p>幼保連携型認定こども園の認可基準につきましては，従来の保育所と幼稚園における基準の内容が異なる場合，高い水準を引き継いでおりますことから，これまで同様に，本市の子どもの身体的，精神的及び社会的な発達のために必要な教育及び保育の水準を十分に確保できるものであると考えております。</p> <p>ただし，現時点で保育所や幼稚園を運営している法人が幼保連携型認定こども園に移行する場合，国の基準に従い，移行に関する経過措置を設けることを考えております。</p> |
| 2 | <p>1歳児の保育士配置基準（3：1）は，全国の中でも素晴らしいもの。こどもたちに寄り添い，その子に合せた発達が保障できるもの。それを崩してしまうことは，福祉を大切にしている宇都宮市とは言えなくなる。当団体は，他の自治体にも「宇都宮市の制度を見習って福祉行政を行うこと」と今まで訴えてきた。この制度を継続し，丁寧な保育を更に進められるようお願いしたい。</p> <p>※その他保育の質の改善に関する同様の質問を7件いただきました。</p> | C | <p>保育士配置基準につきましては，現在，1歳児の国基準6：1に対し，3：1で配置している場合，本市独自に助成を実施しているところであります。このような中，国では府省令に規定する配置基準以上に職員を配置した場合，事業者への給付費を上乗せしていくとしており，現在，3歳児に対する職員配置につきまして，平成27年度から上乗せを実施していくことが示され，1歳児，4・5歳児につきましても消費税引上げの状況により実施を検討しているところであります。</p> <p>こうしたことから，本市における保育士配置基準につきましては，国がより専門的な見地から基準検討部会におきまして，十分に検討してきた新たな基準を基本としつつ，職員配置の上乗せにかかる国の検討・実施状況を踏まえ，これまで実施してきた1歳児に対する職員加配の助成につきまして，十分に検討してまいりたいと考えております。</p> |

③ 宇都宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に関すること（6件）

| 意見番号 | 意見の概要 | 処理区分 | 意見に対する市の考え方 |
|------|--|------|--|
| 1 | <p>小規模保育・家庭的保育事業にあたっては，食事の安全性や食育を推進し子どもの食への興味関心を高めるためにも，給食自園調理を必須として，調理員を配置して欲しい。</p> <p>※その他同様の質問を1件いただきました。</p> | E | <p>小規模保育・家庭的保育事業における食事の提供につきましては，自園調理を基本としておりますが，特例として連携施設からの搬入も可能となっております。搬入の場合においても，衛生面や栄養面，アレルギーやアトピー等，食を通じた健全育成に十分配慮した基準であると考えております。</p> |
| 2 | <p>小規模保育・家庭的保育事業について新制度の基準では，小規模保育B型が保育士有資格者が1/2，C型が家庭的保育者のみでも良いという国の基準があるが，認可にあたっては宇都宮市ではすべて有資格者にして欲しい。</p> <p>※その他同様の質問を3件いただきました。</p> | D | <p>家庭的保育者とは一定の研修を受けた保育士又は保育士と同等と認めるものであり，保育従事者とは一定の研修を受けた者であります。また，職員数につきましては，認可施設であります保育所の基準で配置する乳幼児の数に応じて定められた保育士の数に，1人を加えた数以上の配置を求めています。さらに，そのうちの半数以上を保育士としていることから，国が府省令で定めている小規模保育事業の職員配置基準につきましては，保育の質を確保できるものと考えております。</p> |

④ 宇都宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に関すること（4件）

| 意見番号 | 意見の概要 | 処理区分 | 意見に対する市の考え方 |
|------|--|------|--|
| 1 | <p>障がい児の受け入れについて、今の学童保育（加配）への運営費の加算だけでなく宇都宮市が配置する専門的知識を持った指導員1人分の人件費の補助という位置付けとし、宇都宮市が専門的な知識を持った指導員を直接雇用して、放課後児童クラブに派遣して配置して欲しい。</p> | E | <p>放課後児童健全育成事業における障がい児の受け入れにつきましては、障がい児を受入れるクラブの保育体制を確保できるよう、現在、障がい児が2名以上在籍するクラブに対して指導員1名を加配することを基本に、その人件費を加算しております。</p> <p>このような中、障がいの形態が多様化しており、それぞれに精通した専門職の確保には課題もありますことから、今後調査研究してまいります。</p> <p>こうしたことから、専門職の配置ではなく、配置した指導員の専門性を高めるための研修会の充実とともに、個別のケースに応じて関係機関と対応を相談できる連携体制の強化を図るなど、障がい児を含む全ての児童に適切な保育を実施できるよう、各クラブの実態に合わせたきめ細かな対応を行ってまいります。</p> |
| 2 | <p>設備の基準について、専用区画の面積は児童1人につきおおむね1.65㎡以上とあるが、玄関やトイレ等を含めず、実際に遊ぶスペースで考えて欲しい。また、休憩できるスペース（個室）を確保して欲しい。</p> | B | <p>放課後児童健全育成事業における専用区画の面積基準につきましては、国の基準に基づき「児童1人につきおおむね1.65㎡以上」を本条例において盛り込んでおり、国の技術的助言の中で「利用者の生活の場としての機能が十分に確保される場所で……、事務所、便所等を含まない。」とされております。そのような中、本市の子どもの家等事業につきましては、現状におきまして、面積基準を下回ることが懸念されるクラブもありますことから、余裕教室等の利用に向けた調整を行うなど、必要な場所の確保を行ってまいります。</p> <p>また、休憩スペースにつきましては、国の基準に基づき、専用区画には「静養するための機能を備えた区画」を設ける旨の規定を本条例において盛り込んだところであり、その確保を図ってまいります。</p> |
| 3 | <p>職員の基準について、支援の単位毎に2人以上とあるが、指導員を募集してもなかなか採用には至らない現状がある。指導員確保も検討して欲しい。実際、40人に2人の指導員では十分とは言えず、パートやアルバイトで補充しているクラブもある。その分、保護者負担金も増えている。子どもの安全のためにも正規指導員を増やして欲しい。</p> <p>また、指導員という資格をもっと社会的に認めてもらえる努力をして欲しい。認知度が低いと感じる。</p> | B | <p>放課後児童健全育成事業における指導員の確保につきましては、新たに指導員の大幅な増員が必要となる見込みであり、個々のクラブが必要人数を確保するには、困難が予想されますことから、全てのクラブで指導員を確保できるよう、子どもの家連合会等と連携を図りながら、今後、確保策を取りまとめ、適切に対応してまいります。</p> <p>また、正規指導員の増員につきましては、国がより専門的な見地から基準検討部会におきまして十分に検討した結果、新たな基準として「放課後児童指導員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする」旨が示されたところであり、本市といたしましては、各クラブの現状から、児童概ね40人につき指導員2人の配置により適切に運営できるものと考えております。</p> <p>指導員資格の認知度につきましては、国の基準に基づき、本条例でその資格要件等を規定し、明確化が図られることから、認知度も向上するものと考えております。</p> |
| 4 | <p>宮っ子ステーションと学童保育の目的・役割等大きく異なる事業は「一体化」しないで欲しい。</p> | E | <p>国におきましては、放課後子ども教室と放課後児童健全育成事業を一体的に運営する「放課後子ども総合プラン」が示されたところでありますが、本市といたしましては、現在、地域の教育力を効果的・効率的に活用するため、「宮っ子ステーション」として両事業の連携を図りながら実施しているところであり、今後とも、それぞれの事業の目的と役割等を明確に区分した上で、地域人材の共有等の連携を図りながら、両事業を推進してまいります。</p> |

⑤ その他（10件）

| 意見番号 | 意見の概要 | 処理区分 | 意見に対する市の考え方 |
|------|---|------|--|
| 1 | <p>正直新制度の説明を受けていないので、全く理解できない。なぜ制度が変わるのにはっきりとした説明がないのか。何もわからないまま、いきなり制度を変えと言われても意味がわからない。きちんと説明をして欲しい。</p> | E | <p>「子ども・子育て支援新制度」とは、子どもの健全な成長のために適切な環境を確保し、子ども・子育て支援を総合的・計画的に実施するため、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づく制度であります。</p> <p>主なポイントとして、①幼児期の学校教育・保育の提供を「個人への給付」に変更すること、②市町村が制度の実施主体であること、③子ども・子育て支援の量・質の充実があげられます。</p> <p>①に関しましては、3歳以上の全ての子どもへの学校教育と、保育の必要性がある子どもへの保育について、個人の権利として保障する観点から、給付制度を導入し、認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に対する共通の給付制度の導入により、いずれの施設を利用した場合でも、共通の仕組みで公費の対象となりますのであります。また、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領（事業者が代理で給付を受領）の仕組みを構築するものであります。</p> |
| 2 | <p>新システムになり、私たち保育士や保護者、子ども達が良くなるシステムになるのか。正直今よりやりづらく、仕事しづらくなってしまうように思う。保育も安全に丁寧な保育ができるのか。保育士不足、少子化は改善するどころか悪化していくように思う。これから先が不安だ。</p> | E | <p>②に関しましては、「幼稚園の所管は県」、「保育所の所管は市」と分かれている制度の実施主体を、給付の仕組みを構築（給付確認）することにより、市町村に一本化し、また、市町村は5年を一期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する責務を負い、利用者が必要なサービスを受けられるよう、きめ細かな利用支援を実施するものであります。</p> |
| 3 | <p>新制度への移行は、認定こども園、小規模保育、家庭的保育事業、今までの幼稚園、保育所とより複雑になり、わかりにくい。本来ならもっと議論を重ねてよりいい制度を期待したい。</p> | E | <p>③に関しましては、消費税率引上げによる財源を活用し、量の拡充として、市町村による計画的な施設整備、小規模保育等の多様な保育の充実、質の改善として、3歳児の配置基準（20：1⇒15：1）を実施した場合の保育士配置や子育て支援・療育支援を担う専任保育士配置に対する給付費の加算措置、職員の処遇改善などを行うものであります。</p> <p>こうした制度の概要や手続きに関する情報につきましては、広報紙の特集ページやパンフレットを作成し、市民の皆様が制度を御理解いただけますよう、周知に努めてまいります。</p> |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 4 | <p>調理員増員に対する補助制度も、鹿沼市では県単独補助が削減される中、市単独の補助を行っている。他自治体に誇る子育て支援だ。是非継続して欲しい。</p> <p>※同様の質問を1件いただきました。</p> | C | |
| 5 | <p>障がい児加算についても同様に、障がいを持っていても保育所で多くの仲間と生活することは本人や保護者には喜びである。障がい認定がされないボーダーラインにいる子どもが増えていることも事実である。是非継続して欲しい。</p> <p>※同様の質問を1件いただきました。</p> | C | <p>調理員増員費や障がい児保育事業につきましては、現在、質の向上のため本市独自で助成を実施しているところであります。</p> <p>新制度移行後の助成につきましては、今後十分に検討してまいります。</p> |
| 6 | <p>公定価格に格差が生じないようにしてもらいたい。現行の保育料基準を守って欲しい。</p> <p>※同様の質問を1件いただきました。</p> | E | <p>保育料につきましては、国の利用者負担額（保育料）を上限にして、現在の幼稚園就園奨励費補助金とのバランスや保育所保育料の軽減を踏まえ、子育て世帯の経済的な負担軽減を図るため、本市独自の利用者負担額（保育料）を、「宇都宮市子ども・子育て会議」で意見を伺いながら、検討してまいります。</p> |
| 7 | <p>今回のこの制度は市町村が主体。中核市である宇都宮、その市長である佐藤市長が宇都宮市子ども・子育て会議（本会、部会含む）に1度も出席されていない。「子育てするなら宇都宮」を掲げている市長の言っていることと行動が一致しないのではないかと非常に残念。従来の子ども達、その保護者の事も今まで以上に考えて欲しい。市長の姿勢では全くこの言葉は響かない。</p> | E | <p>宇都宮市子ども・子育て会議は、子どもの保護者や事業主の代表者、子ども・子育て支援について学識経験を有する者など市長から任命された市民などで構成されている本市の組織であり、子ども・子育て支援新制度の導入に向け、様々なご意見をいただいているところであります。</p> <p>今後とも、委員の方々のご意見を参考とさせていただきながら、子どもたちが心身ともに健やかに成長し、すべての子育て世帯が安心して、子育てに取り組める環境づくりに努めてまいります。</p> |